

令和6年3月

藤沢市農業委員会総会

日時：令和6年3月25日（月）

午後2時31分～午後3時15分

場所：本庁舎5階 5-1会議室・5-2会議室

藤沢市農業委員会

藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

藤沢市農業委員会総会を令和6年3月25日（月）本庁舎5階5－1会議室・5－2会議室に招集する。

出席委員は、次のとおり

1 番	落 合 喜 治	1 4 番	加 藤 登
2 番	小 林 正 幸	1 5 番	伊 澤 忠 治
3 番	永 野 良 徳	1 6 番	井 出 茂 康
4 番	田 代 恵美子	1 7 番	漆 原 豊 彦
5 番	西 山 弘 行	1 9 番	宮 治 政 彦
6 番	関 根 栄 一	2 2 番	澤 野 孝 行
7 番	齋 藤 義 治	2 3 番	平 川 勝 昌
8 番	井 上 哲 夫	2 4 番	神 崎 享 子
9 番	上 田 洋 子	2 5 番	砂 川 耕 介
1 0 番	吉 川 誠		
1 1 番	飯 田 芳 一		
1 2 番	三 上 健 一		
1 3 番	吉 原 豊		

欠席委員は、次のとおり

1 8 番	北 村 利 夫	2 0 番	安 藤 康 彦
2 1 番	佐 藤 智 哉		

農業委員会事務局職員の出席は、次のとおり

事務局長	村 山 勝 彦	主 幹	坂 間 英 己	上級主査	永 田 誠
主 査	森 大 晃	事務職員	松下翔太郎		

委員会の日程は、次のとおり

- 日程第 1 議案第 88号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 2 議案第 89号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第 3 議案第 90号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 日程第 4 議案第 91号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
- 日程第 5 議案第 92号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
- 日程第 6 議案第 93号 非農地証明願について
- 日程第 7 報告第 24号 農地の貸借の合意解約通知について
- 日程第 8 議案第 94号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等の申し出について
- 日程第 9 議案第 95号 農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 10 報告第 25号 藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告について
- 日程第 11 議案第 96号 藤沢市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について
- 日程第 12 議案第 97号 令和6年度最適化活動の目標の設定等について

開会 午後2時31分

事務局（村山勝彦事務局長） それでは、駐車場の関係で遅れている委員さんも、若干いらっしゃいますけれども、定刻になりましたので、ただいまから「藤沢市農業委員会総会」を開催させていただきます。

それでは、齋藤会長から御挨拶をお願いいたします。

会長（齋藤義治委員） 皆さん、こんにちは。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中を、総会にお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

春のお彼岸も明けまして、春本番ということでございますので、農作業もこれから一段と忙しい時期になろうかと思えます。

そのほかに、農業を取り巻く環境は、非常に厳しい状況がずっと続いていますが、その中でも、特に農産物に値上げ分の転嫁ができないということが、非常に重荷になっているわけでございます。

その辺は、どういうふうにやったらいいのかということは、なかなか結果は出ないようでございますけれども、材料費の値上げ分を、何とか農産物の物価に転嫁できるような制度ができればいいのではないかと考えております。

このような状況が継続をしていきますと、農業従事者が減少していくのは目に見えているわけでございますが、その減少も、なかなか歯止めがかからないのが現状でございます。

国では、食料・農業・農村基本計画が改正されるということで、閣議決定もされまして、今月の27日か28日には決定をするようですけれども、その中で、特に有事の際の農産物、食料をどうするかということが、非常に話題になっておりました。

その有事というのは、今年も大きな地震がありましたし、また、戦争でミサイルを撃っている国もございますので、有事ということが、かなり現実的なことになっているような感じもします。

そうしたところで、そのときに国民の食料をどうするかということで、国は

強制的にやるわけですけれども、農業者に食料の生産を……、そのときに、何か罰則もつくるようなことも言われております。

国は机上でやっているのですが、現実的に、現場サイドから見ますと、農業者はかなり減っているわけですから、国が思ったようにはいかないと思いますけれども、もう少し現場を知った中で法律というものをつくっていただきたいと思っております。

それでは、3月の総会を開会いたします。よろしく御協力のほどをお願い申し上げます。挨拶にかえさせていただきます。

事務局（村山勝彦事務局長） ありがとうございます。

これより議事に入りますが、藤沢市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づき、齋藤会長に議長をお願いいたします。

議長（齋藤義治委員） それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

なお、本会議を公開することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） 事務局、本日の傍聴人はいらっしゃいますか。

事務局（永田 誠上級主査） いいえ、いらっしゃいません。

議長（齋藤義治委員） はい。

それでは、これより会議を開きます。

なお、議事録署名人につきましては、議席番号順により、16番の井出茂康委員と、17番の漆原豊彦委員の御両名をお願いをいたします。

これより議事に入ります。

日程第1、議案第88号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

森 主査。

事務局（森 大晃主査） それでは、「農地法第3条の規定による許可申請について」、御説明をさせていただきます。

地区、御所見・遠藤。番号1。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、

日程第2、議案第89号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

森 主査。

事務局（森 大晃主査） それでは、「農地法第5条の規定による許可申請について」、御説明をさせていただきます。

地区、御所見・遠藤。番号1。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。耕作者、同左人。当該農地、地番、用田、1筆。地目、畑。地積、1,092㎡。内容、所有権移転。転用目的、資材置場及び駐車場。農用地区域除外日、昭和59年4月20日。農地種別、第3種農地。

続きまして、番号2。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。耕作者、同左人。当該農地、用田、3筆。地目、田現況畑。地積、それぞれ一部ずつで、3筆合計273㎡。内容、権利の種類、使用貸借権設定。転用目的、自己住宅。農用地区域除外日、用田の1筆が当初より、その他、昭和59年4月20日。農地種別、第2種農地。

続きまして、地区、六会・長後。番号3。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。耕作者、同左人。当該農地、西俣野、1筆。地目、田現況畑。地積、665㎡のうち31.14㎡。内容、権利の種類、使用貸借権設定。転用目的、農産物販売施設及び駐車場。農用地区域変更日、令和6年3月4日。農地種別、農用地区域内農地（農業用施設用地）。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

2番、小林正幸委員。

2番（小林正幸委員） 資料は3ページをお開きください。

本件の申請地につきましては、県道横浜・伊勢原線にある「用田神社入口」交差点から北東に約150mの土地になります。

農地の区分は、住宅の用もしくは事業の用に供する施設又は公共施設もしくは

は公益的施設が連たんしており、一団の農地面積が30アールを満たしていないため、「第3種農地」と判断しました。

譲受人は、土木・水道工事業などを営んでおり、これまで、寒川の資材置場を借りていましたが、令和6年1月末で契約期間の満了になったため、代替地を探していたところ、規模的にも都合がよく、本社からのアクセスもよい申請地が適地であると判断したとのことでした。

申請地は、北側が無地番地の土地、東側が宅地及び道路、西側が道路と畑及び宅地、南側は道路になります。

出入口は南側で、北側及び西側は、地上高約15cmになるように土留鋼板を設置します。東側の道路との境界には、地上高約15cmになるようコンクリートブロックを設置し、土砂等の流出を防ぎます。

宅地との境界については、既存の土留めがあるので、それを利用し、被害防除とします。

敷地内は、碎石敷きにして転圧処理し、雨水については、敷地内浸透処理とします。

地区協においては、譲受人の代理人と面談し、周辺の農地等に影響がないように十分配慮することなどについて指導しました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — — — — — — — — — — — — — — —
— — — — — — — — — — — — — — — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、続きまして、番号2について意見を求めます。

2番、小林正幸委員。

2番（小林正幸委員） 資料は5ページをお開きください。

本件の申請地につきましては、用田にある「特別養護老人ホーム白鷺園」の西側の土地になります。

農地の区分は、農用地区域外であり、第1種農地及び第3種農地のいずれの

たします。

次に移ります。

日程第4、議案第91号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」を上程いたします。

なお、本議案番号2については、農業委員等の案件となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、対象委員はしばらくの間、退席を願います。

(対象委員 退席)

議長（齋藤義治委員） それでは、本議案、番号2について、事務局の説明を求めます。

森 主査。

事務局（森 大晃主査） それでは、「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」、御説明をさせていただきます。

地区、六会・長後。番号2。被相続人、氏名、記載のとおり。相続人、住所氏名、記載のとおり。特例農地、亀井野、11筆及び西俣野、1筆。地目、いずれも畑。地積、12筆合計5,893㎡。確認した農地等の利用状況等、地目、地積、ともに同左。利用状況等、畑（野菜）。相続開始年月日、平成16年2月10日。免除予定日、令和6年12月11日。現地確認は、令和6年3月12日。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号2について意見を求めます。

14番、加藤 登委員。

14番（加藤 登委員） 本件につきましては、令和6年3月12日に、相続人の夫と事務局職員及び私で現地確認を行いました。

現地の状況といたしましては、ハクサイ、キャベツ、ジャガイモなどの栽培中であり、全てきれいに肥培管理されておりました。

以上です。

―― ―――
―― ―――
議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第91号、番号1について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第91号、番号1について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第5、議案第92号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

森 主査。

事務局（森 大晃主査） それでは、「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」、御説明をさせていただきます。

地区、六会・長後。番号1。買取りの申出事由の生じた者の住所及び氏名、記載のとおり。買取り申出事由、死亡。買取り申出事由発生日、令和5年8月4日。農業従事者の区分、農業の主たる従事者。申出をする者の住所及び氏名、申出事由の生じた者との関係、記載のとおり。買取り申出をする土地、所在及び地番、亀井野、1筆。地目、畑。地積、3,715㎡。

本申請については、申出人への従事日数（300日）等の状況確認を行ったところ、買取り申出事由の生じた者が、亡くなる前まで農作業を行っていたとのことです。

現地調査をしたところ、野菜等の作付けはされておらず、買取り申出事由の生じた者が「主たる従事者」であったものと判断いたしました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

―― ―――

— — — — —
議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第92号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第92号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第6、議案第93号「非農地証明願について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

森 主査。

事務局（森 大晃主査） それでは、「非農地証明願について」、御説明をさせていただきます。

地区、御所見・遠藤。番号1。申請人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、用田、1筆。地目、畑。地積、100㎡。内容、昭和58年頃より住宅の庭敷地として利用し、現在に至る。確認資料、平成8年航空写真。農地種別、第1種農地。現地確認日、令和6年3月14日。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

17番、漆原豊彦委員。

17番（漆原豊彦委員） 資料は11ページをお開きください。

本件の申請地につきましては、県道丸子・中山・茅ヶ崎線にある「コメリハード&グリーン藤沢用田店」より南西に約350mの土地になります。

申請者は、用田の土地を、昭和58年頃から住宅の庭敷地として利用し、現在に至っているとのことです。

農地の区分は、一団の農地が10ヘクタールを超えているため、「第1種農地」と判断いたしました。第1種農地は、原則非農地証明には該当しませんが、既存の施設の敷地面積の2分の1を超えない面積での拡張の場合、例外的に非

―― ―――
―― ―――
議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第94号、番号45について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第94号、番号45について、承認することに決定をいたします。

退席している委員の入室をお願いいたします。

（対象委員 入室）

次に、番号1から番号44及び番号46から番号68について、事務局の説明を求めます。

永田上級主査。

事務局（永田 誠上級主査） 資料は12ページをお開きください。

番号1から番号44及び番号51から番号63は、藤沢市で新規参入をすることとなった法人の新規借受分で、当該地では水稻を栽培する予定です。御所見・遠藤地区の地区協議会におきまして、本人と面談し、就農計画等について確認しております。

番号46から番号49は、打戻で64aを耕作する法人の新規借受分で、当該地では、水稻、野菜、果樹等を栽培する予定です。

番号50は、瀬郷を中心に41aを耕作する方の更新借受分です。

番号64は、西俣野で121aを耕作する方の更新借受分です。

番号65は、大庭を中心に25aを耕作する方の更新借受分です。

番号66から番号68は、大庭で218aを耕作する方の新規借受分と更新借受分で、新規借受分については、水稻を栽培する予定です。

なお、利用権設定を行う農地については、現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号 1 から番号 4 4 及び番号 4 6 から番号 6 8 について意見を求めます。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第 9 4 号、番号 1 から番号 4 4 及び番号 4 6 から番号 6 8 について、承認をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第 9 4 号、番号 1 から番号 4 4 及び番号 4 6 から番号 6 8 について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第 9、議案第 9 5 号「農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

永田上級主査。

事務局（永田 誠上級主査） 本件は、宮原を中心に 1 0 0 a を耕作する方の更新借受分です。

なお、現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第 9 5 号について、承認をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第 9 5 号について、承認することに決定をい

以上のとおり相違ありません。

議 長 齋 藤 義 治

署名委員 (番)

署名委員 (番)